諮問番号：平成３1年度諮問第２号

答申番号：令和元年度答申第２号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成２９年９月２２日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の主張の要旨

処分庁は、生活保護法による保護の基準額が決まっているから本件処分を変更できないというが、生活保護の基準が低いから生活ができない。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）処分庁は、審査請求人の介護保険料が平成２９年１０月から変更（減額）されることにより、老齢基礎年金の実際の受給額が変更（増額）となることから、同年１０月分保護費について、老齢基礎年金から介護保険料特別徴収額を差し引いた３５，５６７円を収入充当して同月分の審査請求人への支給額を７７，０６３円とする本件処分を行ったことが認められる。

（２）審査請求人は、保護の基準が低いから生活ができない旨を主張しているが、本件処分についてみると、審査請求人へ支給する保護費の減少は、審査請求人の介護保険料特別徴収額の減による収入充当額の増によるもので、支給額の算出に誤りはなく、処分庁の手続に違法又は不当な点は認められないことから、審査請求人の主張は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　平成３１年４月１５日　　　諮問書の受領

平成３１年４月１６日　　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：５月７日

口頭意見陳述申立期限：５月７日

平成３１年４月２５日　　　第１回審議

令和元年５月２７日　　　　第２回審議

**第５　審査会の判断**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第１項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条により「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第２項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第１条及び第３条の基本原理に基づき、法第８条第１項及び第２項の規定を受けて、厚生労働大臣は生活保護法による保護の基準（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号。以下「保護基準」という。）を定めている。

（３）保護基準は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費を規定しており、年齢区分は、０歳～２歳、３歳～５歳、６歳～１１歳、１２歳～１９歳、２０歳～４０歳、４１歳～５９歳、６０歳～６９歳、７０歳以上と８つに区分され、この年齢区分によって基準額は異なっている。

平成２９年１０月の７０歳以上の年齢区分における処分庁管内での居宅基準の生活扶助の額は７４，６３０円である。

さらに、処分庁管内の世帯人員１人の住宅扶助額は、４０，０００円以内の額である。

（４）「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知）第８の３の（２）のアの（ア）は、恩給、年金等の収入について「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。（後略）」と定めている。

（５）「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知）の第８の１の（４）のイは、「老齢年金等で、介護保険法第１３５条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受給額を認定すること。」と定めている。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２８年１２月２８日付けで、処分庁は、審査請求人の保護を開始した。

（２）平成２９年９月２２日付けで、処分庁は、「その他収入の変更」を理由とする保護変更決定を行った。保護決定通知書には「１　保護変更　平成２９年１０月１日」「５　扶助額（月額）　最低生活費内訳　生活扶助　基準額７４，６３０円、住宅扶助３８，０００円、収入　収入充当額３５，５６７円、扶助額　生活扶助３９，０６３円、住宅扶助３８，０００円、支給額７７，０６３円」との記載がある。さらに「今回支給額７７，０６３円」との記載がある。

（３）平成２９年１０月３日付けで、審査請求人は、大阪府知事に対し、本件審査請求をした。

３　判断

（１）本件についてみると、審査請求人世帯の平成２９年１０月の最低生活費の額は、生活扶助７４，６３０円、住宅扶助３８，０００円、合計額１１２，６３０円であることが認められる。

（２）処分庁は、審査請求人の介護保険料が平成２９年１０月から変更されることにより老齢基礎年金の実際の受給額が変更となることから、同年１０月分の保護費について、老齢基礎年金から介護保険料特別徴収額を差し引いた３５，５６７円を収入充当して同月分の審査請求人への支給額を７７，０６３円とする決定を行ったことが認められる。

（３）審査請求人は、生活保護の基準が低いから生活ができないと主張しているが、本件処分についてみると、審査請求人に支給する保護費の減少は、審査請求人の介護保険料特別徴収額の減による収入充当額の増によるものであることが認められる。

（４）したがって、７７，０６３円の保護費を支給するという本件処分は、額に誤りはなく、上記１の法令等の定めに従い行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　前田　雅子

委員　　　　　矢倉　昌子